

第4期郡山市教育振興基本計画策定支援業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準

令和6年3月27日作成

1 審査項目及び配点

審査項目		審査ポイント	配点
実施体制	① 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施できる人員、技術力が確保されているか。 ・本市の要望等に迅速、柔軟に対応できるか。 ・主担当者に十分な実績と能力を有する者を配置しているか。 	10点
	② 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種、同類の業務経験を有しているか。 (件数だけでなく、実績の内容、成果が本業務にふさわしいか総合的に判断する。) 	10点
	③ 作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性のあるものとなっているか。 	5点
企画提案内容	④ 提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期郡山市教育振興基本計画を踏まえた本市の現状と課題を把握し、業務目的を正しく理解するとともに、その実現に有効な方針が示されているか。 ・教育基本法その他関連法令、社会情勢を理解し、教育に関わる国、県の動向、先進事例等に基づく提案であり、また、専門的な見地からの助言、方向性等の提示が期待できる内容となっているか。 	25点
	⑤ 提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもワークショップ(仮称)の企画の提案内容が優れており、計画策定にどのように活用するか具体的な提案はあるか。 ・成果品について、読みやすかつ分かりやすいものとなるよう配慮・工夫された提案となっているか。 	20点
	⑥ 提案内容の専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的方向性を検討していくための計画策定のプロセスにおいて、支援助言業務など専門的な立場からのコンサルティングが期待できる内容となっているか。 	20点
	⑦ 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対し適切な金額であるか。 (下記計算方法により採点する。) 	10点
合計			100点

2 審査方法

(1) 評価委員の持ち点(100点)を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

(2) 点数が同点の場合は、見積金額が低い者を契約候補者、または次順位者とする。

→または、「提案内容(審査項目③～⑤)の点数が高い者」

3 参考見積の採点方法

配点×(申込者のうち最も低い見積金額)÷(見積金額)